

議案第75号

山陽小野田市児童館条例を廃止する条例の制定について
山陽小野田市児童館条例を廃止する条例を次のように定める。

令和7年8月25日提出

山陽小野田市長 藤 田 剛 二

山陽小野田市児童館条例を廃止する条例
山陽小野田市児童館条例（平成17年山陽小野田市条例第111号）は、廃止する。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。